
消費税引き上げに伴う弊社対応に関するお知らせ

拝啓 初秋の候 貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
このたび消費税改正が決定したことを受け、弊社における消費税の取り扱いについて下記のとおり対応させていただくこととなりましたのでご案内申し上げます。
内容をご確認いただき ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

適用：2019年10月1日以降に足場解体が完了する物件分より

《例》

- ① 8/1 着工・9/30 解体 → 消費税 8%で請求させていただきます
- ② 8/1 着工・10/1 解体 → 消費税 10%で請求させていただきます
- ③ **8/1 着工・10/1 解体・8月末までに架け分を消費税 8%で請求済**
→ **解体分も消費税 8%で請求 + 架け・解体分の消費税 2%を別途請求させていただきます**

ご不明な点などございましたらお問合せください



TEL : 042-588-7441 FAX : 042-588-7442

E-Mail : info@ouka-csw.co.jp